

週休 2 日工事要領（土木工事）

平成 30 年 1 月 30 日 財政局長決裁
平成 31 年 3 月 8 日 一部改正
令和元年 5 月 17 日 一部改正
令和 2 年 5 月 7 日 一部改正
令和 2 年 6 月 25 日 一部改正
令和 3 年 1 月 29 日 一部改正
令和 3 年 9 月 16 日 一部改正
令和 5 年 10 月 26 日 一部改正

（目的）

第 1 条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休 2 日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、令和 6 年 4 月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休 2 日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における「週休 2 日」を確保していくに当たり、週休 2 日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休 2 日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保を行つたと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 4 週 8 休以上（交替制）

対象期間内の技術者や作業員などの平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%

(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は次のいずれかを基本とする。

(1) 週休2日工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制工事

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事(緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事)については、交替制により休日の確保を推進する。ただし、交替制も困難な工事については、対象工事としないことも可能とする。

また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日(休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものとする。

(発注方式)

第4条 発注者指定型とし、受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

(補正方法)

第5条 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は補正分について減額の設計変更を行う。なお、補正係数については、別紙-1のとおりとする。

(実施における留意事項)

第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 工事の実施に当たっては、別紙-2のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-3及び別紙-4のとおりとする。

3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。

4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行うものとする(休日取得計画は別添-1を参照し作成すること)。

※休日の確認書類として工事月報や休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

6 交替制において、待機日など実際の作業はなくとも、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とできる。

7 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人(主任技術者(又は監理技術者))は、以下のいずれによって適切な施工ができる体制を確保することとする。

- ・現場代理人もしくは以下の①②いずれかの者が発注者との連絡体制が確保されていること

①主任技術者（又は監理技術者）（現場代理人と兼務していない場合）

②必要な資格を有する代理の技術者

例) 入札条件となった主任技術者（又は監理技術者）相当の基準を満たすもの

1. 一（二）級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する

2. 同種条件における工事の実績を有する

※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可

- 8 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。

一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週（7日）以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。

- 9 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。

- 10 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、別紙-5のとおり工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

（その他）

第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

- 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

- 3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年2月16日から施行する。

2 この要領は、平成30年2月21日以後に告示される工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年3月27日以後に告示される工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和元年7月16日以後にしゅん功する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年5月27日以後にしゅん功する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年7月1日以後にしゅん功する工事から適用する。

2 この要領による改正後の別紙-5〔営繕工事〕の規定は、令和2年7月1日以降に改定する営繕工事適用単価に適用し、同日前に改定した営繕工事適用単価については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年3月1日以後に告示される工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年10月単価を使用する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和5年11月単価を使用する工事から適用する。

2 この要領は、週休2日試行工事要領の土木工事について一部改正するものである。

當繕工事については従前の要領を適用とし、なおその効力を有する。ただし、週休2日試行工事要領の當繕工事についても一部改正した場合、従前の要領は廃止とする。

週休 2 日工事の経費の補正について

1 補正係数

週休 2 日を実施する工事については、以下の補正係数を各経費に乘じるものとする。

<現場の閉所状況>

4週 8 休以上

- ・ 現場閉所率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の場合
- ・ 交替制の場合は、休日率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の場合

<補正係数>

	【現場閉所】 4週 8 休以上	【交替制】 4週 8 休以上
労務費	1. 0 5	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4	—
共通仮設費率	1. 0 4	—
現場管理費率	1. 0 6	1. 0 3

<市場単価 補正係数>

下記市場単価補正係数一覧による。

2 補正方法

(1) 現場閉所

上記の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる。なお、市場単価についても補正係数を乗じるが、その他労務費分や機械経費（賃料）分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。

(2) 交替制

上記補正係数を労務費、現場管理費率に乘じる。なお、労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。

<市場単価補正係数一覧>

週休 2 日工事における市場単価の補正係数は下表のとおりとする。

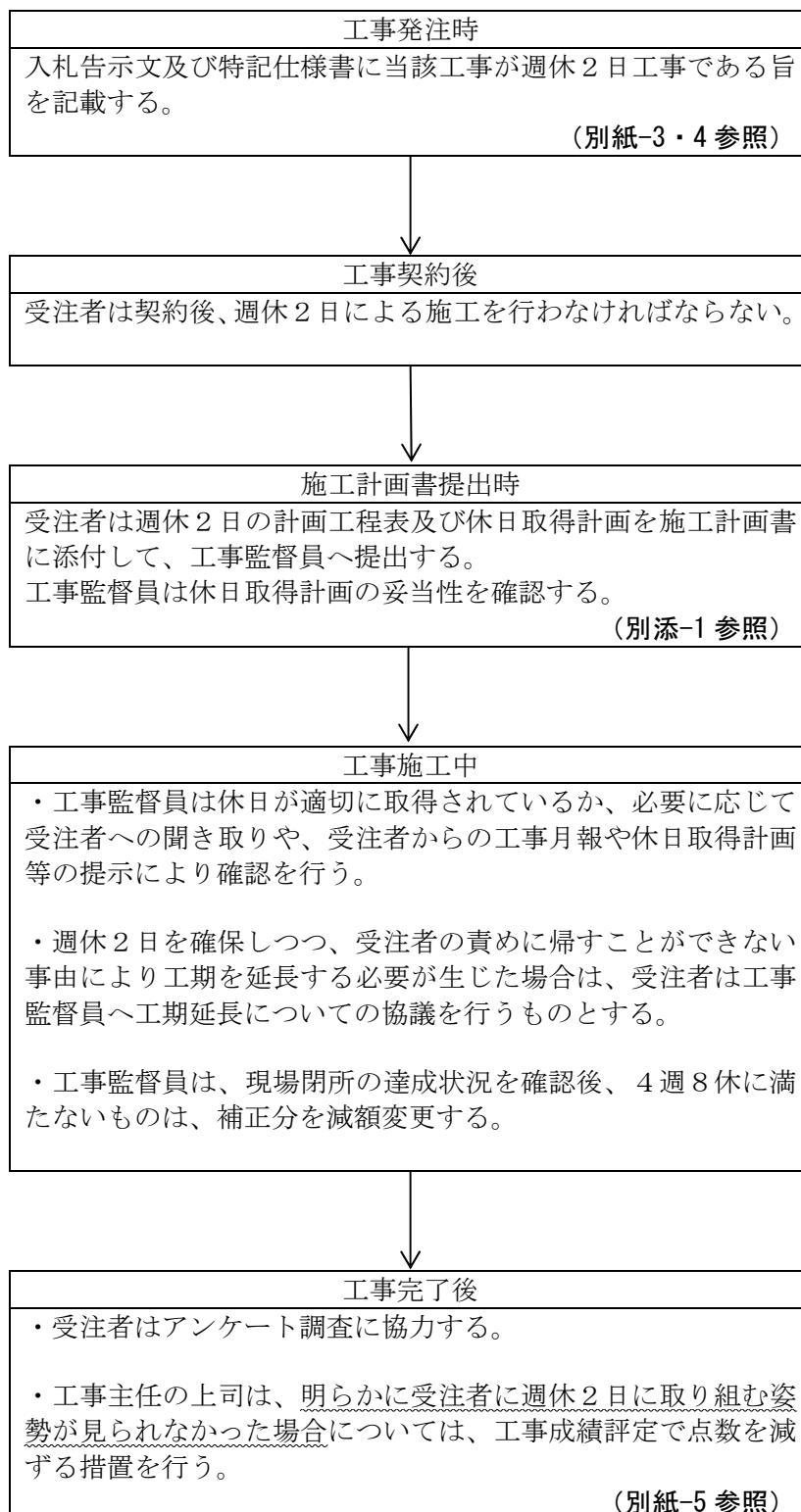
(国土交通省土木工事積算基準による)

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付杵工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルービング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

(下水道用設計標準歩掛表による)

名称	規格・仕様	補正係数
		4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.02

工事実施フロー



1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「16 注意事項」に以下を追記する。

本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 週休2日工事の実施について

1. 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

2. 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。

3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

5. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

9. 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正是行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

10. 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

11. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

12. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。

なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ

(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)に掲載している。

1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「16 注意事項」に以下を追記する。

本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

2 特記仕様書の記載例（交替制）

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 週休2日工事の実施について

1. 本工事は、「週休2日交替制工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上
以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
2. 受注者は、週休2日交替制による施工を行わなければならない。
3. 週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
4. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
5. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
6. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日率の算定等により定期的に発注者へ報告する。
7. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
8. 休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正是行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
9. 各経費の補正是対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。
10. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
11. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。
なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ
(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)
に掲載している。

週休 2 日工事における工事成績評定の取り扱いについて

工事主任の上司は、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

工事主任の上司は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における減点項目】

工事主任の上司

様式 3-④-2

7. 法令遵守等

週休 2 日の確保

減点評価（マイナス 1 点）を行う。

○ 考査項目別運用表記入例

様式 3-④-2 (土木)

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

(土木・工事主任の上司用)

考査項目		総合評価履行の該当項目一覧表																															
7. 法令遵守等 【計画審査型】		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加算点を得た項目 (A)</th> <th colspan="2">該当する評価対象項目</th> <th rowspan="6">□該当なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="2">施工計画における評価対象項目</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="2">施工計画の実施手順の妥当性</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="2">工期設定の適切性</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="2">工事材料等の品質検査方法及び管理方法の適切性</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="2">施工上配慮すべき事項の適切性</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">その他 ()</td> </tr> </tbody> </table>			加算点を得た項目 (A)		該当する評価対象項目		□該当なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画における評価対象項目		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質検査方法及び管理方法の適切性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性				その他 ()	
加算点を得た項目 (A)		該当する評価対象項目		□該当なし																													
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画における評価対象項目																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質検査方法及び管理方法の適切性																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性																															
		その他 ()																															
減点 = $-5 \times (\text{加算点を得た項目数 (A)} - \text{調査により履行が確認された項目数 (B)}) + \text{加算点を得た項目数 (A)} - 5 \times (\quad - \quad) + \quad = \quad - \text{点}$																																	
<small>① 本評価は、計画審査型により実施した総合評価落札方式の工事について行う。 ② 本評価は、施工計画における「技術的評価において評価点を得た項目」の履行状況について行う。 ③ 減点は小数点第 1 位を四捨五入し、整数とする。</small>																																	
週休 2 日の確保																																	
<small>① 本評価は、週休 2 日工事について行う。 ② 提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 ③ 減点は 1 点とする。</small>																																	
法令遵守 + 総合評価履行 + 週休 2 日の合計																																	
<small>法令遵守と総合評価、週休 2 日の確保の計</small> <table border="1"> <tr> <td>法令遵守</td> <td>— 点</td> </tr> <tr> <td>総合評価履行</td> <td>— 点</td> </tr> <tr> <td>週休 2 日の確保</td> <td>— 点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 点</td> </tr> </table>					法令遵守	— 点	総合評価履行	— 点	週休 2 日の確保	— 点	合計	— 点																					
法令遵守	— 点																																
総合評価履行	— 点																																
週休 2 日の確保	— 点																																
合計	— 点																																

(例)

別添-1

休日取得計画（法定休日・所定休日）

(例)

※交替制の場合

※様式は参考

平均休日数の割合（休日率）の算出シート

(記入例)

No.	会社名	氏名	着手日 から 完成日 までの日数	休日日数	休日日数 の割合	平均
1	株式会社 札幌市	札幌 太郎	126	36	28.6%	29.3%
2	株式会社 札幌市	札幌 次郎	126	38	30.2%	
3	株式会社 札幌市	札幌 三郎	126	36	28.6%	
4	札幌建設 株式会社	札幌 四郎	100	30	30.0%	
5	札幌建設 株式会社	札幌 五郎	100	29	29.0%	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

下請業者の場合は、下請契約
期間内の現場作業開始日から
終了日